

「和歌山県避難情報の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」の改定⑨

◇ 和歌山県版モデル基準の改正ポイント(令和5年10月改定)

- 発令基準例の一覧(内水①)に「大雨警報(浸水害)の危険度分布」の項目を追加
- 線状降水帯に関する解説を追加
- 参考資料を最新のものに更新

「和歌山県避難情報の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」の改定⑧

◇ 和歌山県版モデル基準の改正ポイント(令和4年9月改定)

気象庁の防災気象情報の改善に伴う対応

・キキクル(危険度分布)「黒」の新設と「うす紫」と「濃い紫」の統合に伴い、
発令基準例の一部を見直し

参考資料を最新のものに変更

「和歌山県避難情報の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」の改定⑦

◇ 和歌山県版モデル基準の改正ポイント(令和3年6月改定)

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う対応

- ・新たな避難情報が導入されたことに伴う避難情報の発令の判断基準の見直し
- ・記載内容の見直し及び参考資料等を最新のものに変更

「和歌山県避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」の改定⑥

◇ 和歌山県版モデル基準の改正ポイント(令和元年5月改定)

内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」改定に伴う対応

- ・災害発生情報の発令に関する記載を追加
- ・警戒レベルに関する記載を追加

記載の見直し及び追加

- ・夜間避難を避けるため、日没までに避難勧告を発令
- ・特別警報を判断基準から削除
- ・ダム関連の記載追加

「和歌山県避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」の改定⑤

◇ 和歌山県版モデル基準の改正ポイント(平成30年8月改定)

- 氾濫危険水位等の位置づけ等の見直しにより、県管理河川の基準水位の見直しが行われたことによる基準の変更
- 参考資料を最新のものに変更

「和歌山県避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」の改定④

◇ 和歌山県版モデル基準の改正ポイント(平成30年2月9日改定)

内水氾濫に対する避難勧告等の発令基準の強化に伴う改定

- 河川流域の地盤が低い地域においては、河川(本川等)水位の上昇により、支川や用水路等の排水が停滞し、内水氾濫が発生していることを踏まえ、このような地域においては、従前の雨量基準に加えて、河川(本川等)の水位を新たに発令基準に追加。

「和歌山県避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」の改定③

◇ 和歌山県版モデル基準の改正ポイント(平成29年6月30日改定)

気象庁の大雨・洪水警報や大雨特別警報の改善に伴う対応

・避難勧告等の発令の判断基準を変更

- 洪水予報河川の避難勧告等の判断基準について、規格化版流域雨量指数の値を基準とした判断基準を廃止。
- 水位周知河川及びその他河川の判断基準について、流域雨量指数の数値及び現況の水位を判断の基準とした新たな判断基準を設定。
- 内水の判断基準について、旧警報雨量基準を参考として判断基準を設定。

「和歌山県避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」の改定②

◇ 和歌山県版モデル基準の改正ポイント(平成29年3月31日改定)

内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」改定に伴う対応

- ・避難情報の名称変更

 - 「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に変更

 - 「避難勧告」は変更なし

 - 「避難指示」を「避難指示(緊急)」に変更

「和歌山県避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」の策定

◇避難勧告等発令の課題とモデル基準の策定の必要性

避難勧告等の発令基準については、平成23年の紀伊半島大水害の際には、策定済市町村数が水害で25、土砂災害で22であった。（平成24年3月の時点では全市町村において策定済）

平成17年に内閣府から「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」が示されたが、全国一律のものであり、抽象的であるため、的確な判断が難しい状況であった。

全国的に避難勧告の発令が遅れたり、夜間での避難になることや避難勧告が伝わっても住民が避難しないことなどがあったことから、県ではさらに具体化し、市町村が判断しやすい実用性の高いものとして和歌山県版のモデル基準を策定する。（平成24年10月2日策定）

モデル基準を基に各市町村にて地理的な特性等を考慮した上で、発令基準を設ける。

「和歌山県避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」の改定①

◇ 和歌山県版モデル基準の改正ポイント(平成25年9月25日改定)

1 気象業務法の一部改正に伴う対応

- ・特別警報の導入に伴い、避難指示の発令を視野に入れた対応を行うよう避難勧告等の発令判断基準を改正。

2 災害対策基本法の一部改正に伴う対応

- ・避難勧告等の発令に関して、屋内待機等の安全確保措置を明記。
- ・市町村長が避難勧告等の発令を行うにあたり指定行政機関の長や都道府県知事に助言を求めることができる規定を明記。

3 避難発令支援情報の提供に伴う対応

- (一財)日本気象協会が有する超短時間降水予測やSYNFOS-3D降水予測を用いて、早期かつ的確に避難勧告等が実施できるよう必要な事項を改正。
- ・気象予測システムの操作方法や注意事項、活用による発令の手順等の説明を追加。
- ・夜間を考慮した概ね12時間後の予測情報による避難勧告等の発令判断基準を次のとおり見直し。
 - SYNFOS-3D降水予測を活用してよりの確に発令ができるよう、避難準備情報基準を明確化。
 - SYNFOS-3D降水予測を活用した、避難勧告基準の新設。

4 活用状況を踏まえた基準の見直し

「和歌山県避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」の策定

◇ 具体的な数値や新たな判断を用いた例

- 1 避難勧告の判断基準(土砂災害の場合)の場合、累積雨量(警報発表以降の累積)や予測雨量を用いた判断を加え、基準となる数値
 - ・累積雨量400mm: 県内の月あたり平年値で降雨量の多い所を基準
 - ・雨量予測40mm: 注意報レベルの雨量 などを示し各市町村で判断できるように加えた。
- 2 水害(外水はん濫)では、流域雨量指数などを用いた判断を加えた。
 - ・気象庁提供の内部システムにより提供される数値
- 3 水害(内水はん濫)では、記録的短時間大雨情報や警報基準雨量を大きく超過した降水予測雨量などを用いた判断を加えた。
 - ・大きく超過した降水雨量: 警報基準の1時間雨量に10mmを加算した値又は3時間雨量に30mmを加算した値
- 4 発令の判断を日中、夜間を考慮した発令に分け、それぞれ実況状況に基づく場合と3時間、12時間後の予測情報に基づく発令の判断基準を設け早い段階での避難発令(特に夜間になる前の避難勧告等の発令)が行えるよう加えた。

「和歌山県避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」の策定

◇ 和歌山県版モデル基準のポイント

- 1 マニュアル作成に必要となる判断基準について、より具体的な数値(標準的なもの)を用い、判断するために活用する情報の種類を多くし、基準を設定した
- 2 土砂災害の前兆現象(土石流、地すべり、がけ崩れ)について、具体的に示し、住民と協同した判断情報の収集が行えるよう手法を加えた。
- 3 ガイドラインにある、避難すべき区域の設定(大枠)を実際の避難勧告等発令に則した単位で分類するものとして、避難単位の考え方をわかりやすくし、発令のタイミングの適正化や画一化による発令漏れの防止に努めるよう加えた。
- 4 市町村の職員誰もが判断できるよう、避難勧告等発令に係る流れや判断の一例をフロー形式でわかりやすく表現する例を加えた。
- 5 判断のための情報入手方法や活用方法を明記し、図等を用い分かり易い解説をすることで、避難勧告等の発令に活用する気象情報等の理解を深めるよう加えた。
- 6 防災行政無線等の放送について、基本的な考え方を整理し、住民の避難が促進されるように伝達文の例文を用意した。
津波時の伝達文については、命令口調(県独自)を用い、時間の経過とともに十分に危険が迫る表現を強めるなどの例を示した。
- 7 避難勧告等の解除の際に危険な状態での帰宅とならないよう、避難勧告解除に関する考え方を設けた。